宮崎大学医学部医の倫理委員会報告について (平成30年4月26日開催分)

1. ショートレクチャー

「倫理審査の留意点」

九州大学病院が製作した倫理審査委員会委員向けの教育 DVD「倫理審査の留意点」を視聴した後、板井委員長から解説があった。

2. 議題

1) 医の倫理委員会の審議対象について

板井委員長から、配付資料に基づき、医の倫理委員会の審議対象について、次の事項を協議願いたい旨説明があった。

- ・医の倫理委員会審査及び申請の標準業務手順書について、臨床研究法の施行に伴い、医 の倫理委員会の審議対象から特定臨床研究を除外する。
- 「先進医療」を審議対象として残すかどうか。
- ・臨床研究法の努力義務に該当する研究について、臨床研究法の手続、又は医学系指針の 手続のいずれに準拠して審査を行うか。
- ・電子会議審査(システム審査)の対象となる新規申請について、侵襲性があるかどうか等を鑑み、委員長が必要と判断した場合には、臨床研究支援センターと協議した上で、会議審査(対面審議)により審議を行うこととしてよいか。
- その他、文言整理のための修正を行う。

審議した結果、医の倫理委員会審査及び申請の標準業務手順書の改訂案について、次の事項を追加修正した上で承認することとした。

- ①審査の手順書について
 - 2頁目の上から1~4行を削除する。
- ②申請の手順書について
 - ・「目次1. (7)」の「未承認医薬品等・適応外の審査」を「未承認又は適応外医薬品等 の審査」に修正する。
- ③審査・申請の手順書について(共通事項)
 - ・別表「電子会議審査:該当する新規申請」で、「■介入研究(従たる研究機関/未承認・適応外含む)」を「■介入研究(従たる研究機関)」に修正する。

また、医の倫理委員会の審議対象については、次の取扱いを確認し、今後、改訂後の手順書別表に基づき、運用を行うこととした。

- ①特定臨床研究に該当するものを除き、「先進医療」を審議対象として残す。
- ②臨床研究法の努力義務に該当する研究について、本委員会では医学系指針の手続に準

拠して審議を行うが、今後、臨床研究支援センターで、認定臨床研究審査委員会と本委 員会のいずれで審議するかを振り分ける基準を検討する。

③電子会議審査の対象案件を会議審査とするかどうかは、リスクや侵襲の度合いを鑑み、 委員長と臨床研究支援センターが協議した上で判断する。

3. 報告

1) 臨床研究講習会について

板井委員長から、配付資料に基づき、臨床研究講習会について、以下のとおり報告があった。

- ・臨床研究法の施行に伴い、今年度から、「年1回以上」の教育研修の受講管理を厳密に 行う。
- ・講習会のコース再編を行い、臨床研究法に基づく「特定対象者コース」を新設した。なお、「特定対象者コース」は、臨床研究法の下で管理される講習会であるため、医学系指針に基づく講習会の出席としてはカウントしない。
- ・臨床研究法に基づき、研究責任医師及び研究分担医師に対して「十分な教育及び訓練」を行うため、昨年度まで実施してきた「更新者コース」を、特定臨床研究における「中級者(PI: Principal Investigator レベル教育)コース」としても位置付けることとし、5つの単元からなる同コースを $2\sim3$ 年かけて修了することで、「十分な教育及び訓練」を受講したとみなし、修了認定証を発行する予定である。

2) 議事要旨(3月22日開催分)

板井委員長から、前回審議した「心房細動に対するカテーテルアブレーションに及ぼすア ドレノメデュリンの効果」の指摘事項に対する委員長確認の結果について、次のとおり報告 があった。

- ・術者を最終的に1名に統一した。
- ・申請者と協議した結果、研究の安全性を考慮し、研究デザインは「ダブルブラインド」 には変更しないこととなった。
- ・その他、軽微な修正を行った上で承認となった。

3) 持ち回り審査結果報告について

報告3)については、各自確認の上、不明な点等があれば委員会事務局(総務課研究支援係)に連絡することとした。

以上